

各 位



平成 18 年 6 月 6 日

会社名	株式会社 ヨコオ
本社所在地	東京都北区滝野川 7 丁目 5 番 1 1 号
コード番号	6 8 0 0
上場取引所	東京証券取引所 (第一部)
代表者	代表取締役社長 林 正弘
問合せ先	広報・株式部部长 真下 泰史
T E L	03-3916-3111

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社ヨコオは、本日開催の取締役会におきまして、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の弊社第 68 期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 『会社法』(平成 17 年法律第 86 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。

当社の機関としての株主総会および取締役のほか取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を定款に明記を要すること、また、会社法は、株式の株券発行を原則不発行としているため、現時点では、定款に株券発行の規定を要することから、変更案第 4 条および第 7 条を新設するものであります。

単元未満株式の権利について、単元株式と比して相当の範囲に権利を制限すべきものであることから、変更案第 11 条を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主各位に対しより充実した情報を開示し、提供できるよう、変更案第 17 条を新設するものであります。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 27 条を新設するものであります。

その他、定款全般に亘り会社法に合わせた表現の変更、必要の規定の加除および修正等所要の変更を行うものであります。

- (2) 事業領域拡大の一分野として事業開発に取組んできた医療関連ビジネスについて、本格事業化を決定したため、現行定款第 2 条第 4 号を追加新設するものであります。

- (3) コーポレートガバナンス体制強化施策にあわせ、定款についても次の変更を行うものであります。

取締役の員数について、現状の員数および効率的な取締役会の運営並びに今後の事業展開を勘案し、現行定款第 17 条を変更するものであります。

取締役会の最高責任者である取締役会長を常設の職位と位置づけるため、現行定款第 21 条を変更するものであります。

監査役会設置会社においては、監査役の半数以上を社外監査役とすることが義務付けられ社外監査役に優れた人材を得るための条件確保から、変更案第 35 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ヨコオと称し、英文ではYOKOWO CO., LTD.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 自動車部品の製造ならびに販売 2. 情報通信機器の製造ならびに販売 3. 電気機械器具製品および電子機械器具製品の製造ならびに販売</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>4. 前各号に附帯関連する事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都北区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) 1. } (現行どおり) 2. } 3. }</p> <p>4. <u>医療用機械器具の製造ならびに販売</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第7条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、<u>100株をもって株式の1単元とする。</u> 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株券の種類) 第9条 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第10条 当社の単元株式数は100株とする。 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>定款第9条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示およびその抹消、株券の交付、株券の不所持申出、株券喪失登録、単元未満株式の買取り・買増しおよび届出の受理等株式に関する業務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式の名義書換、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り・買増し等株式に関する取扱いならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(開催時期) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議) 第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってする。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主またはその法定代理人は、当社の他の議決権ある株主に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法) 第17条 当社の取締役は、15名以内とし株主総会において選任する。 取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については累積投票によらない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により招集する。 (定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 (招集権者および議長) 第16条 株主総会は、取締役会が定めた代表取締役が招集し、議長となる。 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法) 第20条 当社の取締役は、8名以内とし株主総会において選任する。 取締役の選任は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(取締役会の招集) 第19条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(取締役会の招集者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により取締役の中から、<u>取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 <u>取締役社長はその会社を代表し、当会社の業務を統轄する。</u> 取締役会は、決議をもって、<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から当会社を代表する取締役を選任することができる。</u> (新設) (新設) (新設)</p> <p>(報 酬) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。 第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法) 第24条 当会社の監査役は、4名以内とし株主総会において選任する。 監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(任 期) 第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(監査役会の招集) 第26条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p>	<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第22条 (現行どおり) <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会が定めた代表取締役が招集し、議長となる。</u> 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議により取締役の中から、<u>取締役会長、取締役社長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第25条 (削除) 取締役会は、決議により代表取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程) 第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法) 第30条 (現行どおり) 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集) 第32条 (現行どおり) <u>監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。</u></p>

